

農業委員会日常業務のQ & A (ver.3)

～ 農業委員会事務局における日常業務推進上の課題・問題点に対する
具体的な取り組み事例～

全国農業委員会職員協議会

平成 2 0 年 1 2 月

= 目 次 =

農地関連業務関係.....	1
担い手関係.....	7
農業委員会の運営等.....	8
その他.....	11
参考資料.....	13

別添)「農業委員会業務・運営等の相談・連絡カード」
による相談(抜粋)

農地関連業務関係

001

【課題・問題点】

部会終了後に申請者などから申請の許可等についての問い合わせがよくあります。また、競売の買受適格証明の申請者数についての照会も多くあります。会議規則で会議の公開や議事録の縦覧の規程はあるが、議事録の作成までには日数を要するため、その間の回答に苦慮しているところでもあります。個人を特定する情報については当然回答は控えているが、特に競売関係については、競争入札の関係から人数等についても回答をしていない状況であります。また、落札後の情報についての問い合わせもあり、すべて裁判所へ問い合わせしてほしい旨、回答している状況であります。

そこで、議事録が作製されるまでの間や議事録作製後について、どの範囲の情報まで公開されていますか。

【具体的な対応方法】

議事録が作製されるまでの間...申請人からの問い合わせについては、会議結果（議決の可否）について回答。

議事録作製後...個人情報以外は公開。

市の行政情報公開条例及び個人情報保護に関する条例に基づき、個人を特定する情報については公開しないこととしている。公開する場合は、個人に関する部分を消している。なお、後日トラブルの原因となる農地転用の申請許可の第3者からの問い合わせについて、条例上申請番地の回答は「可」としているが疑問が残る。

基本的に当事者以外には個人情報に関わることについては、回答はしない。また、当該案件の関連情報も貴殿と同じ取扱いをしている。会議録（個人を特定できる内容は記載していない。）は法令通り縦覧に供している。

許可の可否については、決定後であれば回答する。買受適格証明については、人数は教えないようにと裁判所から要請があったとの経過があるよう。議事録作成前に縦覧の要請があったことは無いが、署名人の署名・押印前の議事録は無効であると考える。

議事録作成前は、個人情報に配慮しながら口頭で対応。作成後は、個人情報の部分を省略して市のホームページで公開している。

議事録の作成前後に関わらず、その時点で決定・確定している情報は情報公開条例・個人情報保護条例の規定に反しない限り公開している。

002

【課題・問題点】

農地法第4条又は第5条（所有権の移転を除く）申請で、申請地の一部を転用する場合、必ず分筆させていますか。また、転用申請許可後（事業完了時）地目変更登記について指導等を行なっていますか。

【具体的な対応方法】

申請地の一部については、やむを得ない事情がある場合を除き、分筆を求めている。なお、転用確認申請の指導は行っているが、地目変更については指導を行っていない。

一時転用を除き必ず分筆をさせている。地目変更登記の指導については、転用許可案件毎には特段に行っていないが、何らかのタイミング（3・4・5条申請など）で過去の転用許可案件の地目が変更されていないことが判明した時点で指導を行っている。

必ず分筆させている。事務手引を確認すると法務局の登記の段階までに確実に分筆するのであれば良いとされるが、現実には分筆をさせている。また、農地転用申請許可時に許可証とともに文書で地目変更登記の指導を行っている。分筆は求めているが、地目変更登記は分筆後でなければできないことを指導している。

分筆している。事業完了後、地目変更登記をしてもらうよう許可書交付時に文書を渡して促している。

分筆するよう指導しているが、分筆しない場合は分筆登記の測量図と同等の精度の測量図の提出を求めている。地目変更登記については特に指導していない。

4条申請は分筆させていない。5条申請のみ分筆させている。地目変更登記については指導していない。

基本的には分筆を指導しているが、状況に応じて判断（許可後直ちに所有権移転や地目変更を要するか否かを申請人に確認し判断している）。

【課題・問題点】

農地転用許可を要しない「200㎡未満の農業用施設用地」の転用の把握はどのようにしていますか。また、当該転用について所有者等に農業委員会へ届出なりを求めていますか。

【具体的な対応方法】

200㎡未満の農業用施設用地の転用は、建築確認合議および規則第5条第1号証明書による把握のみで、届出も求めていない。

200㎡未満の農業用施設への転用については、「農業用施設証明願」として申請していただき、証明書の交付について総会にて審議し、交付している。

特段の調査は行っていないが、何らかのタイミング（3・4・5条申請など）で判明した時点で、分筆を指導した上で届出を求めている。

農地パトロール期間を定め、農業委員（職員も帯同）による転用違反、200㎡未満の農業施設用地の無届け及び耕作放棄地調査を行い、指導通知の発送。6ヶ月経過しても反応がない場合、農業委員による訪問指導。また、広報「農業委員会だより」により転用許可、200㎡未満の農業施設用地の届け出の周知を実施。

農業用倉庫等農業用施設を建設する場合、農地転用が200㎡未満の農業用施設建設のための確認願の提出を求めている。また、建築課と調整し、農業用施設建設について所有者等に指導している。

届出は求めていない。ただし、2アール未満の農地における農業用施設等に関する聞取り（聞取票）で把握。

農業委員会だより・旬報等により制限除外の農地移動届が必要である旨周知しており、申請人から農業委員又は事務局へ相談等があるため、その際に届出するよう指導している。

事前相談時に該当する内容であった場合、市独自の聞き取り票により対応。農地扱いなので、土地台帳の備考欄には、「農業用施設用地として ㎡使用」として記入し管理。また、知らずに建築されたものに対しては、聞取りをして指導している。

【課題・問題点】

家庭菜園の判断基準について面積等の判断基準を定めていますか（家庭菜園の用途で宅地の一部として転用する場合）。

【具体的な対応方法】

面積等の基準は定めていないが、住居を囲む塀やブロック等の内であれば家庭菜園（宅地の一部）として考えている。

小面積であり、かつ塀に囲まれて、住宅敷地と一体となっている場合、家庭菜園（宅地の一部）と見なすが、塀や柵で分離され、農地として独立に存在している場合、家庭菜園と見なさない。

固定資産評価における地目の取り扱い基準に合わせ、200㎡を越えない範囲で家庭菜園を認める。

【課題・問題点】

法務局から「農地の転用事実に関する照会」があったとき、当該農地が転用許可を受けていない場合の対応方法はどうかされていますか。（法務局への回答は2週間内とされているが、回答に係り総会案件としている等、対応方法について）

【具体的な対応方法】

通常は、県と原状回復命令の有無を協議し、調査報告書で対応している。優良農地等については、違反転用事案報告書の意見を農地部会で決定し、県と協議している。

許可を得ることが必要であるが、許可を得ていない場合、県に対して報告、現状回復命令等の回答を待って法務局へ回答している。

農地台帳、土地台帳、公図、航空写真を確認し、現地確認したうえで農業委員会会長決裁により「農地の転用事案に関する解答書」を法務局へ送付している。

認めない。該当者には、農地復元通知を配送し原状回復を願う。

転用許可を受けていない場合は、事務局で現地確認を行う。現地在非農地の場合には、県に現状回復命令を行うか否かを照会する。以上を含めて2週間以内に回答するよう努め、回答については、総会案件としていない。

【課題・問題点】

一筆中、例えば一部耕作、残りが耕作放棄地の場合、農地基本台帳を整理する際は枝番等を付していますか。また、基準等を作成して整理していますか。

【具体的な対応方法】

A地区においては、はっきりと分筆できるものは、地図及び基本台帳で孫番等により便宜的に分割して整理しており、B地区においては、備考欄に「一部(m²)不耕作」等の標記をしている。基準は作成していない。土地課税を決める資産税課の判断になる。農地として判断された土地のみ農地基本台帳に反映している。半分農地、半分雑種地として課税分割されていれば枝番を付けた表示になり、農地課税地のみ台帳に載っている。枝番を付している。基準については、課税状況を基におよその実測面積を農地部分のみ記載している。広大な土地については、枝番等により現況を分けて判断するケースもあるが、通常は全体として判断している。枝番等は付していないが、可能な限りメモ欄等に付記することとしている(基準定め無し)。

【課題・問題点】

田畑の防風林が生長し、隣接の田畑がその日陰で困っており、今後状況の悪化が想定されます。何らかの基準等の対策を定めている農業委員会があれば教えて下さい。(樹高の制限、防風林の植栽にあたって農地の境界から一定距離を置く等)

【具体的な対応方法】

土地所有者に対し、その旨説明し対応して頂いた方が良いと考える。特に基準等を定めていないが、県が行っている指導(「植林に対する事業」においては、境界から1メートル程度離して植林するよう指導している。)を参考にしている。農地転用申請時に、植林の際に境界より3メートル離すという同意書の添付を求めている。

【課題・問題点】

補助事業を活用した遊休農地解消対策、農地利用集積等で、有効的な取組をしている農業委員会があれば、その取り組みについて教えて下さい。

【具体的な対応方法】

補助事業では行っていないが、遊休農地解消対策については、今年の全体調査で判明する遊休農地につき、農業委員会等に関する法律第6条第2項第2号の規定に基づき農地流動化対策として農業委員に行ってもらうことにしている。農地利用集積等については、同法の規定に基づき日常業務として農業委員が行っている。中山間直接支払制度で一部レンゲを植栽している。また、一部ではあるが、耕作放棄地を草刈りし、景観作物として市の花である水仙を植えている。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、20ha以上一団にまとまった農振農用地内の農地で、障害物等を除去して現状復帰を実施。市単独事業で遊休農地対策事業を実施しております。10a当り4万円を助成しております。また、同じ市単独事業で一定要件を満たす集積をした認定農業者に、賃借期間により10a当り3千円～1万円を助成(22年度まで)しております。単独の補助事業の導入による解消等の対策は取組んでいないが、各種の支援や補助等により総合的に発生を抑える手法を選択している。例えば、棚田の遊休農地や放棄地については、保存委員会による勧奨やまた、写真コンテストやほたる火まつりなどの事業の展開により、実質的に発生を抑えている。発生の原因は様々であると思うが、実際には所有者・耕作者が耕作していく必要性を認識してもらうところであり、一時的な事業の展開で、解消したとしてもまた、農地性を失う可能性が高い事から、収益性や未耕作させない地域全体の取り組みが必要ではないか。市の単独事業で、遊休農地の伐根・整理費用に対し、70,000円(山間部は100,000円)を限度に補助金を交付している。遊休農地解消対策事業助成金交付事業を農業委員会単独で実施している。内容は、遊休農地解消にかかる費用の一部助成であり、上限は30,000円/10aであり、遊休農地の状況に応じて範囲内において助成を行う。対象農地は、農業振興地域の農用地区域内の農用地。対象者は、認定農業者及び隣接耕作者としている。市単独事業として耕作可能な簡易な農地整備への助成制度(遊休農地解消対策事業)、認定農業者への農地集積に対する助成制度(農用地利用集積促進事業)。担い手アクションサポート事業の「農地等利用適正化推進支援」で「不在村地主との直接面談による耕作放棄地解消のための活動」を実施している。耕作放棄地調査後に地区委員で重点地区を定め不在村地主や所有者の確認を行い直接面談により農地への活用を指導している。

今年度より補助事業化。実行委員会と農業委員会を主体に「わらび栽培」を実施。刈り払い作業、除草剤散布、株の移植作業を実施。

009

【課題・問題点】

現在、農地地図情報システムは未導入で、今後、土地連のGISを導入予定で農地の集積に活用したいと考えておりますが、これまで農地の面的集積については実績がありません。農地地図情報システムを活用して農地の集積を進めている農業委員会の具体的な手法等について教えてください。

【具体的な対応方法】

農地の集積は農業公社を中心に集落営農（法人化したものも含む）や認定農業者などの担い手の土地集積・土地の入れ替えなど、地図情報を利用して行っている。その結果、6割以上の農地の集積が進んでいる。

010

【課題・問題点】

新規就農者からの3条許可申請で、特に農地法3条第2項第2号、4号または8号に該当するとして不許可とした事例があればご教示ください。

【具体的な対応方法】

相談、もしくは申請時点で無断転用地の所有や通策距離が遠すぎる場合は、是正されるまで受け付けられない。または許可の見込みが無い旨を説明し、取り下げてもらっている。

011

【課題・問題点】

農地の出入り作の連絡調整について、要領などを定めている農業委員会があれば、その要領等をお示しいただきたい。

【具体的な対応方法】

要領などの定めはないが、他市町村との合意で情報の連絡方法を決めている。ファックス、電子メールは情報漏れが懸念されるため、電話による口頭での連絡、又は、郵送による手段で行っている。

012

【課題・問題点】

遊休農地の活用、解消にあたって、市民ボランティアなどを活用している事例があればその具体的な方法を教えてください。

【具体的な対応方法】

農業委員のボランティア活動による景観作物の植え付けを実施した。
農地としての竹林について、ボランティアグループによる竹林整備により放置竹林の解消に取り組んでいる。
地域ごとに農業振興会議なる組織（無償ボランティア）を立ち上げ、地域ごとにその特性に沿った遊休農地解消活動を行っている。

013

【課題・問題点】

無断転用について農業委員会として指導要領等を定めている事例があれば、その要領等をお示しいただきたい。

【具体的な対応方法】

「昭和46年農地等転用関係事務処理要領の制定について」に基づいて処理している。
内規としてはあるが、無断転用の事例があった場合、土地所有者立ち会いのもと農地部会役員、地区担当委員、事務局で現地調査を行い指導等を行っている。

【参考1, 2参照】

014

【課題・問題点】

文書保存期間を経過した農地転用届について、受理済証明の交付請求がされた場合、証明交付を行っていますか。また証明交付を行っている場合はどのような文書に基づき証明していますか。

【具体的な対応方法】

30年を経過したものは、県は証明を行っていないので、当市でも証明を行っていない。権限委議前（平成16年度）のものは、県に許可台帳に事業変更の無いことを確認し許可済証明を交付している。

015

【課題・問題点】

他市町村在住者からの農地法第3条許可申請について、耕作状況の確認はどのようにされていますか。

【具体的な対応方法】

住所地の農業委員会の農家証明等（営農証明、耕作証明）により耕作者、耕作面積を確認している。申請時に他市町村の農家基本台帳の写しの添付を義務付けるとともに、他市町村の農業委員会に確認する。耕作面積については、他市町村の農業委員会の耕作面積証明によるが、担当農業委員が直接個別訪問し、保有機械、家畜等の状況を確認し、聞き取り等により耕作意欲等も把握するようにしている。

016

【課題・問題点】

農地転用の際、当該農地の隣接地の承諾書等の取り扱いについて、他の農業委員会の状況を教えてください。

【具体的な対応方法】

承諾書は求めているが、申請書に「不測の事態が生じた場合、転用者が解決する」旨を記載するよう指導して対応している。

転用申請書の転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要欄に付近の農地には、一切迷惑をかけない旨を記入してもらうのと内容もチェック。また、転用申請地は、杭で表示しテープ等の目印をして貰い隣地等から何か行われるよう様子がわかるよう指導している。また、同意書等の提出は求めているが、事前に隣接の方に事業説明をお願いしている。

承諾書は求めている。農地転用事務取扱いハンドブックのとおり、申請書に「隣接農地土地所有者に転用計画の内容が説明されている」旨を記載してもらう。

隣接地の承諾書は取っていないが、隣接地の方に転用の概要を説明させるとともに、申請者に何月何日付けで説明した旨を記載させる。

承諾書は徴せず、被害防除計画書で対応しているが最近問題が数件発生した。申請書受付の段階で隣接地権者への説明がしてあるかどうかの確認だけはしている。

農地法上求められていないので添付させていない。ただし、隣接者へ説明をしているかを申請者に記載させ、その後、担当委員がその隣接者へ説明があったか確認。隣接者が承諾していない場合は、転用者と隣接者双方でよく話しをするよう促し、場合によっては担当委員や事務局が説明し、できるだけ円満に転用できるよう努めている。

017

【課題・問題点】

砂利採取の一時転用許可の際、排水の一時放流先の同意書等をとっている事例はありますか。

【具体的な対応方法】

「市砂利採取行為に関する指導要綱」に基づき、市長と砂利採取業者が事前協議する際に、近接する町内会・農事組合など関係団体の承諾書を求めている。（建設部局が事務を行う）

砂利採取時は自治会同意書、隣接農地耕作同意書、当該土地改良区同意書を求めている。

最終的な放流先の施設管理者等と協議してもらっている。

【課題・問題点】

市街化区域で法務局から地目変更に係る照会が多いが、他市町村ではどうですか。また、市街化区域の届け出受理の際、写真を添付させ現地調査に代えているが、他市町村ではどうですか。

【具体的な対応方法】

調整区域と比較すると少ないが、市街化区域でも照会は何件もある。届出受理後の転用事案確認には写真を添付してもらい、写真で適正な転用行為が確認できれば現地調査を省略して転用事実確認を交付している。
市街化区域で法務局からの地目変更に係る照会は多くない（年間数件程度）。市街化区域の届出受理の際に、登記と現況が異なる場合のみ写真添付を求めている。現地確認は農業委員が行う。
地図、現況写真等の添付を求めた上、現地調査を行い、総会案件としている。

【課題・問題点】

農地の競売に係る適格証明願の申請の締め切り日等の取り扱いやその周知はどのようにされていますか。

【具体的な対応方法】

随時受付による専決処理を行い、直近の農地部会で報告を行っている。なお、周知は特に行っていないが、申請時や事前相談時に競売日の確認を行うとともに、処理期日等の説明を行っている。
毎月10日締め。年1回行政書士会、建築士会等に周知している。
他の許可申請と同じ締め切り日としている。以前は公告日から入札まで期間が1～2ヶ月で申請が締め切りに間に合わないことがあったので、裁判所と調整して期間を3～4ヶ月に延長してもらった。
毎月の申請期間をホームページに掲載している。競売に係る適格証明願もこの期間に受け付けている。
内規により対応（基本的には毎月7～10日の申請受付であるが、権利取得のため不利益を与えないよう議案資料に間に合えば受付すると定めている）。
通常の農地法関係申請と同じ締め切りとしている。なお、年間の申請受付日程を公示するとともに事前に受付日を貼り出す等周知している。

【課題・問題点】

市町村区域内の農地転用等の届出に際し、当委員会では、法令に定める必要添付書類に加えて、区長及び水利組合長の同意書を添付してもらっています（近隣農地とのトラブルを未然に防ぐため）が、同意を得られない場合もあり苦慮しています。当委員会と同様に区長及び水利組合長の同意書を添付してもらっており、かつ、同意を得られない場合にどのように対応されていますか。

【具体的な対応方法】

基本的には区長および水利組合長等の承諾書の提出は求めている。ただし、現地確認を行い転用することにより明らかに隣接地に被害を及ぼす恐れがある場合に求める場合があると思われる。今のところ同意を得られていないケースは出ていないが、当案件のような場合は、同意を得られない理由を確認し、被害の影響を及ぼす恐れのない、また転用申請の妥当性を農業委員会総会で審議してもらおう。
県からの指導により必要添付書類以外の書類は、申請時に提出を求めないことが望ましいとのことで、同意書の添付は求めている。しかし、近隣農地の所有者の同意が得られない場合は、申請書は受け付けられないのではと考える。
同意書は求めているが、申請書提出時に区長および水利組合長と協議するよう指導している。
用水関係については必ず同意書を求めている。なお、同意が得られない場合は、その理由を確認すべきではないか。同意書はあった方がよいことは分かっているものの、法的根拠の無い書類は必須で求めることはしていない。
市町村区域内の農地転用等の届出に際し、近隣農地所有者からは、農地転用の内容によって同意をもらっているが、行政区長からは、同意を得ていない。尚、水利組合の同意書の添付については、放流許可の必要がある場合に同意を得ている。得られない場合は、法4条2項3号及び4号に該当するものと考えている。
市街化区域内の農地転用届出については、関係者の同意書等は求めている。市街化区域以外の転用許可案件については、近隣農地とのトラブルを未然に防ぐため自治会長、土地改良区、地区農振協議会、隣接農地所有者の同意書を添付してもらっている。同意を得られない場合は、その理由を聞き取りしたうえで受付している。
区長の同意は求めている。水利組合長の同意は地域の慣習により得ている場合は添付してもらっているが、その同意書が無いからと言って受付・審議しないわけではない。一次放流の場合は同意書添付。

021

【課題・問題点】

法務局や裁判所から農地の現状について紹介があった場合、どのように処理していますか。また、競売物件について、現況が農地でない場合の買受適格証明の要否はどのように判断していますか。

【具体的な対応方法】

「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に従う又は準ずる。競売について、農地どうかは「非農地証明」の基準で判断し、回答する。

国からの通達の通り、農業委員3名と現地調査を行い、その結果を回答。台帳地目が農地であれば、現況が農地でない場合でも買受適格証明は必要として回答している。

地区農業委員3名と事務局職員による現地調査を速やかに実施し、農地・非農地の判断をしている。農業委員会と裁判所の判断が相違した場合は、双方十分に協議し決定する。

022

【課題・問題点】

不在村地主が多く、利用権設定においてなかなか話が進まず、貸し借りの設定に苦慮しています。現状を把握の上、よりよい対処方策はないものでしょうか。

【具体的な対応方法】

不在地主に対し土地利用に関するアンケートを実施するとともに、新たな権利設定に対し不安があると思われるので、利用権設定の制度についての説明をされてはどうか。

担い手関係

001

【課題・問題点】

新規就農者希望者から具体的な相談があった場合、どのような対応をされていますか。

【具体的な対応方法】

市農政課、中央農業改良普及センター及びJA地域営農センターの担当者と連携を図りながら、新規就農者の意向に沿うよう対処している。その内容としては、住居の確保、農地及び農機具の斡旋・確保など、場合によっては就農に先立つ実地研修先（農家、農業法人など）への紹介がある。更に、農地及び農機具購入資金の調達（融資対応）などへの相談にも乗っている。

関係機関（市農業課と県農業改良普及センター）と連携し、情報の提供、営農計画の作成指導等を行なっている。20年度より「ふるさと就農研修支援事業」において、就農前に希望する農作物を研修する機会を提供している。農業委員会、市農林課及び県農業指導センターが連携して農地の提供者などについて情報提供を行っている。また、県指導センターにて新規就農計画の認定制度があることを説明。

新規就農調書に基づき、聴き取り調査。農業委員に報告・協議。条件等が整えば、1作程度農業従事状況を確認する。農業従事者として確認できれば、農業経営基盤強化促進法等に基づき利用権設定手続きを認める。

利用権設定後、1年程度は耕作状況報告書等を提出してもらう。

その地区の農業委員を交えて、農業経験・就農後の農業経営など詳細に聞き取りをし、『新規就農計画書』の提出をさせている。

農地が買えたり借りれたりできるなら、そのような農地を探す。まったく経験のない方であれば、農業大学校等の講習などを案内しています。

農業従事経験を危機、農業従事経験のない人には、農業大学校等を紹介し、農業従事経験を積むよう指導している。農業従事経験のある人には、農業委員の面接により農地取得方法等を指導している。

市の担い手育成総合支援協議会のワンストップ窓口で対応し、月1回開催される担い手アクションサポート会議で、就農計画書等について内容報告を受けて、市の農業経営振興資金等が受けられるよう支援している。

002

【課題・問題点】

認定農業者、集落営農の法人化の取り組みにどのような支援をされていますか。

【具体的な対応方法】

認定農業者及び農業生産法人が、規模拡大のため農地の賃貸借または所有権の移転の受け手となった場合、10a当り2,000円の助成金を交付している。平成20年度より農用地利用改善団体に2万円+集積面積10a当り500円を交付する。

市担い手育成総合支援協議会を中心に、担い手育成・確保総合支援事業を活用し、中小企業診断士による個別経営相談会や複式簿記研修会等の各種研修会・講座等の支援策を講じている。また、市担い手育成総合支援協議会の独自予算により、集落営農組織支援・法人又は再編の実現に向けた活動、並びに法人設立に向けた活動経費に対して、1組織当たり10万円を上限額として、助成金の交付を行う。

認定農業者について、ある一定の条件で利用権の設定を受けた場合には助成金を交付しています。

003

【課題・問題点】

認定農業者に対する技術的支援等はどのような取り組みをされていますか。

【具体的な対応方法】

農業簿記講座やパソコン簿記研修会などの経営に関する講習会等の開催通知及び参加とりまとめ。

中央農業改良普及センター及びJA地域営農センターの協力を得ながら農業の技術的支援をしている。

農業委員会の運営等

001

【課題・問題点】

農業委員選挙人名簿の調整において、農業委員会法第8条第1項第2号の「同居」の判断基準につき、何らかの判断基準を設けていれば教えてください。

【具体的な対応方法】

同じ敷地内に住まいする者を同居と判断。

住民票が別でも、経営主と同じ敷地内に居住する者。

居宅は別棟であっても、概ね同一敷地内に居住し同一生計であれば、同世帯とみなし、「同居」と判断している。

特に同居に関する判断基準は設けていない。農家からの名簿登載申請書を農業委員会協力員が取りまとめ、事務局に提出。それを事務局で精査し農業委員会総会に付議、地域に精通している各農業委員から詳細な情報や意見を得て登載の可否を判断決定している。

住民基本台帳上別世帯であっても、同一敷地内であれば同居と判断しています。(例：二世帯住宅)

農地法第2条第6項の「世帯員」の定義を同居の判断基準としています。

002

【課題・問題点】

会長、会長職務代理とともに、何らかの理由により一時的に欠けた場合の総会等の運営について、具体的に取決め等を行なっていれば教えてください。

【具体的な対応方法】

年長委員が会長を代行して運営する。

農業委員会会議規則において「会長及び会長職務代理者がともに総会へ出席できないときに、仮議長を選任するまでの間は、年長の出席委員が臨時に議長の職務を行う」と規定しております。

特に定めた取決めはありませんが、欠けた場合、仮議長(年長委員)により代理者を選出するための裁決もしくは話し合いを委員会において審議していただき、選出して行っていただくことが予想されます。

003

【課題・問題点】

総会または農業委員会法第19条に基づく農地部会の傍聴状況と各種委員会等の傍聴の有無について（規程等の定めはあるのか）教えて下さい。

【具体的な対応方法】

市農業委員会会議規則第17条で傍聴の規定が定められている。同規則第18条で傍聴できない者の規定が定められている。同規則第19条で傍聴人の遵守事項が定められている。同規則第20条で退場命令が定められている。

規定あり。場所の制限、危険物持ち込み禁止、酒気帯び禁止等。

農業委員会会議規則において「議長は傍聴者に対して総会の傍聴を許可し会議を公開する」と規定しております。また、「傍聴しようとするものは備え付けの傍聴申請簿に住所氏名を記載し議長の許可を受けなければならない」としてあります。

【参考3参照】

004

【課題・問題点】

農業委員会が農地法関連許可の事務委任を受けた場合、案件の処理に係る判断等について都道府県・市町村との照会・連絡体制等について教えてください。

【具体的な対応方法】

疑義が生じ判断に苦慮する場合、その都度総合事務所担当者に電話またはファックスにより照会している。

常日頃より県農業事務所や近隣市町村と連絡や照会を行っている。また、定期的に管内市町村農業委員会事務局職員による事務研究会を開催し、意見交換や事例研究を行っている。

005

【課題・問題点】

農地部会(または総会)で農地法等に基づく農地の権利移動関係の議案を審議する際に、小委員会等で事前に提出議案の審査、協議を行っていますか。また、行っている場合は協議内容も含めてご教示ください。

【具体的な対応方法】

5町村による合併後3年と日が浅いため、総会以前に旧町村地域ごとに地域の案件について審議を行っている。協議内容は、総会に準ずる。

地区内の議案について予備審査するため地区会議を開催している。

農地小委員会で事前に現地調査を行い協議している。転用農地の土地利用から周囲の営農状況への影響がないかどうかを協議し、総会で協議内容を報告している。

4, 5条について、第1～4小委員会が持ち回りで総会の1週間前ほどに審議（現地確認）し、総会で報告する。11選挙区から各1名ずつ選出された役員（会長、会長代理も含む）で、役員会を構成し、総会前（概ね前日）に全申請書の審査を行っている。内容としては、各申請について担当委員から出された調査報告書と申請内容の確認を全役員が行い、難解な内容の場合は、担当職員が説明を加えるという体制である。

006

【課題・問題点】

総会、部会における傍聴人に対する対応について（どこまで公開できるのか（会議、資料）等）教えてください。

【具体的な対応方法】

会議の席では、できるだけ個人名を口頭で用いず審議を行っている。会議資料は個人名の記載があるが、公開請求があった場合、個人情報保護条例に沿って請求を求める。公開できるか否かは法・条例に照らして個別に審査を行う。

傍聴があった場合、傍聴人に資料は配付せず、また、個人を特定できないように議事を進めている。

会議においては、個人が特定できるような発言（報告）はしないようにしているので、原則全て公開としている。また、個人名等が記載されている資料については配布資料としていない。

資料は渡していません。写真撮影・テレビカメラはOKですが、録音は断っています。

007

【課題・問題点】

許可不要となっている市街化区域内の農地転用の届出について、農業委員会で審議していますか。報告だけにとどめていますか。

【具体的な対応方法】

審議対象とせず、届出日以降直近の総会で報告している。
報告のみだが、事前に農業委員会会長または会長職務代理と、その地域の農業委員、町の関係各課、そして農業委員会事務局とで現地調査を行っている。

008

【課題・問題点】

農地法第20条6項（20条の許可不要の場合の農業委員会への通知）について、農業委員会で審議していますか。報告だけにとどめていますか。

【具体的な対応方法】

報告事項にとどめている。
審議する必要はないと思うが、議案として提案している。

009

【課題・問題点】

農地部会以外のその他部会（農政全般の協議）の年間の運営に事務局が課題を毎月提供しているが、単なる事務局等の発表会に終止しています。その他の部会を活性化したいが、良い方法はないでしょうか。

【具体的な対応方法】

農業委員の業務を見直す専門委員会を設け、農業委員自ら委員会の活動、勉強会について提案している。
事前に会長と話し合い、課題を出している。
耕作放棄地と自給率向上対策の取り組みとして農地部会を中心に「安心、安全、おいしい味噌づくり体験」事業を行っている。地域から募集した家族に大豆栽培と味噌づくりを体験してもらい、遊休農地の有効活用を推進している。
会長・副会長からの働きかけも重要だと思います。会長等から部会長に発破を掛けてもらってはどうか。（ちなみに、本村の部会には、会長・副会長も出席していますが、他市町村は違うのでしょうか。）もしくは、改選時の部会長の人選において、リーダーシップがあり、やる気のある人物が配置されるように働きかけてはどうか。
当市は、以下により活性化された委員会だと思います。これは会長の積極的な姿勢のたまものです。定例総会終了後、毎月会長が農業会議常任会議員会議等の資料を説明し、意見交換している。事務局は、事前に協議事項を運営委員会や会長に図り、定例総会に提案している。定例総会時の委員研修会の開催（年4回、講師は、市・県・農協職員等に依頼）定例的な懇親会の開催（年4回、全委員・職員参加）
県民局農業普及指導室や農政事務所・農協等から講師の派遣をいただき研修会等を開催している。
事務局主導から部会委員主導へ転換させ、委員同士で課題と協議等をし、提案や要請等を行ってはどうか。
市の農業振興部会においては、このような問題は生じていないと認識しているが、例として、部会開催ごとに何人かの当番委員を決め、その委員は課題等を必ず持ち寄ることにするなど、委員に対し問題意識を啓発する工夫を試みるのもよいのでは。
農政部会、農業振興部会と2部会あり、それぞれに年間事業を計画し進めている。（余裕があれば部会長にフリートークの時間を設定させ委員の発言により活性化している。）
「農業委員会規定」に示すとおり、農業・農村における地域農業の確立のために農業フォーラムの開催をはじめ、行政庁に対する農政推進に係る諸施策の提言、家族経営協定締結家族。認定農業者・農業委員会協力員など各種意見交換会を企画、開催している。
農業振興に関わるものについては、市長の意見の求めに応じて対応している。「建議」「農作業基準賃金・標準小作料」について全ての委員を検討委員に割り当てることにより、それぞれの事項への責任感を植え付けるようにしている。また、毎月の部会での協議の際に、ランダムに委員に「協議内容についてどう思うか」を質問して、意見を求めることにより「お客様」にならないようにしている。しかし、発言者が固定化している事は否めない。
勉強会として委員が1人ずつ課題をもちより発表し、それに対し、話し合うという時間を設けた。委員1人1人の意見や思いを伝える場となり、事務局としては、非常に良かったと感じている。
部会は設けておりませんが、当農業委員会では、保育園、一般参加者向けにサツマイモの農業体験を行っており、農業委員さんに活動してもらっています。実際に農業委員さんに動いてもらおうと、会議で様々な意見が出ます。

農政部会を設置しているが、部会として何をしたら良いかを部会内で協議をしてもらっている。事務局は同席をするが、発言はしない。部会の自主性に任せるようにしている。(時として課題提供をする場合もある)。
農政振興部会(任意)として、年間事業計画で、担い手への農地利用集積・農地流動化の促進・農地移動適正化あっせん活動・農業者年金業務・農業振興のための要請・農業後継者育成・農作業料金等の標準額設定・3年に1回の標準小作料の決定・情報提供の充実など、地区割りで班編制による年金加入推進、全国農業新聞普及推進、農業委員会だより、などの検討会。毎年認定農業者との懇談会の実施で委員から進行・議長など実施。毎月の活動記録の提出。

010

【課題・問題点】

市町村長による選任委員の選任行為はどのようにして行っていますか。また、選任委員の任命状の様式等をお示しいただきたい。

【具体的な対応方法】

町長招集による辞令交付式・初総会を行っている。

市担当課から議会(4人)・農協(1人)・共済組合(1人)へ推薦依頼の文書を発送。議会等から委員の推薦を受け、市担当課で市長の決裁を得る。

【参考4, 5, 6, 7参照】

011

【課題・問題点】

農業委員会協力員を設置している場合、どのような業務を行ってもらっていますか。

【具体的な対応方法】

農政課で農業協力員を委嘱している。農業委員会だよりの配布、選挙人名簿の登載申請書の配布及び回収。

農地法関係の申請や届出の際の調書への意見記入。集落における担い手等への農地集積、利用推進の相談等、利用権設定申出書等の配布、農家基本台帳、選挙人名簿登載申請書の取りまとめ。

「市農業委員会協力員設置要綱」に示すとおり。農業者を対象にした農政の浸透や諸調査、農業委員会行事に係る周知と参加状況の取りまとめ、選挙人名簿登載申請書の配布及び回収、農業委員への農地情報の提供など多岐にわたる農業委員会事業に協力していただいています。

その他

001

【課題・問題点】

農地基本台帳システムの整備が終了している市町村では、システムの加除修正はどのように行っているのか(直営・委託)教えてください。

また、農業委員会の職員が加除修正している市町村では、人事異動等により担当者が変わった場合、農地基本台帳システムの操作方法等を対象とした職員研修をどのようにされていますか。また、庁舎外に出向いての研修事例などがありましたら教えてください。

【具体的な対応方法】

加除修正は職員が行っている。人事異動等により担当者が変わっても特に研修は行っていない。

土地情報は年1回、住民情報は年2回更新を行っている。データの更新作業は業者に依頼し、照合作業を行う。人事異動による職員の交代の対応は、操作マニュアルにより改めて職員研修は行わない。システム上の不具合の対応も業者が隣接市であることから即日対応が可能である。

加除・修正は年2回程度業者に保守点検を含め委託している。農地の権利移動はその都度更新している。事務引き継ぎで後任に説明しており、研修等は行っていない。

住民基本台帳及び固定資産税課税台帳と連動しており、年数回更新している。農地の異動入力、農業委員会担当職員が随時行っている。農地基本台帳システムの操作方法等については、人事異動時に事務引き継ぎを行っている。農地基本台帳システムの加除修正は、業者の指導を受けながら職員が行っている。ただし、地図情報システムのデータについては予算の問題があり行っていない。人事異動のことを考慮し、常に2人は加除修正を行えるようにしている。

担当職員によりシステムデータの加除修正をその度行っています。人事異動が判明した時点で、引き継ぎ事務を行っています。また、担当職員が全て異動にならないよう以前より操作方法等の研修、及び習得を他の職員にもお願いしています。

002

【課題・問題点】

農地基本台帳の整備において、アンケート調査等で把握する場合、発送・回収事務をどのような形態で行うのが良いと思われますか。

【具体的な対応方法】

毎年実施する選挙人名簿登載申請事務を例にすると、当委員会では調査員(町会長等)を委嘱して配布・回収を行う方法と調査員の確保ができない地区は、郵送での発送、窓口への持参の二方法で行っているが、郵送による場合は回収率が低い結果となっている。アンケート調査は回収率が高くないと効果がないと思うので、やはり調査員による配布・回収を行う方法が良いと思われます。

当市では、農業委員会協力員が各地区にいることから、地元に通じている方を通じて配布・回収することにより、より精度の高い台帳の整備が図られる。

003

【課題・問題点】

農業委員の研修はどのような形式・内容で実施しているか教えてください。

【具体的な対応方法】

農業委員の研修は農業委員会で研修項目を設定し、農業会議に講師をお願いし、年1回程度開催している。また、3年に1度先進地視察研修を実施している。

市独自の新任農業委員研修会を開催。農業会議主催の新任研修会に参加。

農業委員会総会終了後、必要に応じミニ研修会を開催し、委員の資質向上に努めております。内容は、本市における農業政策の取り組み状況、市財政・農林予算に関すること、農業者年金加入推進のための制度の説明など、内部職員によりおおよそ1時間程度実施しております。

就任当初1年から1年半、月1回のペースで農業委員会事務局職員が講師で研修会を実施している。内容は、農地法等の基礎知識、テーマを決めての質疑応答等を実施している。

004

【課題・問題点】

県から市町村への農地転用等の許可権限の委譲について、その検討段階で農業委員会としてどの程度まで関わる事ができる(できた)ものでしょうか。

【具体的な対応方法】

権限移譲事務の説明会及び移譲事務の諾否の打診がある。

委譲後は市長が農委に事務委任するとの方針を権限委譲担当部局(行革室)から確認していたので、行革室から県での担当者会議の復命、県及び振興局と交わした照会及び回答内容、委譲に関する情報等をすべて提供してもらい、その都度農委事務局としての考え方を伝えておりました。

違反転用事案の取り扱い要領

第1 趣旨

農業委員会は運営委員会をもって、農地法（昭和27年法律第229号）第83条の2の規定に該当する違反転用事案について、違反転用者を公正かつ適正に指導するとともに、「農地等転用関係事務処理要領の制定について」（昭和46年4月26日46農地B第500号局長通達）第3の1（1）の規定に基づき、違反転用事案を県知事に報告する場合の取り扱い要領を次のとおり定めるものとする。

第2 現地調査

運営委員会は農地法第83条の2の規定に該当する違反転用事案を知ったときは、速やかに現地を調査し、現状を確認するとともに、違反転用者を特定するものとする。

第3 事情聴取

運営委員会は違反転用地の状況と違反転用者を特定したときは、違反転用者から事情を聴取するものとする。

第4 指導

運営委員会は違反転用者に対して、是正指導をするほか次によるものとする。

- 1 違反転用の農地等が速やかに耕作の目的に供される農地等に復元すべき期限を定めて口頭で是正指導し、かつ農地復元利用計画書（様式）の提出を求めるものとする。
なお、農地復元利用計画書の提出を拒んだときは、速やかに違反転用事案として取り扱うものとする。
- 2 1の農地復元利用計画書に定めた期日を経過しても、なお違反転用の農地等が耕作の目的に供される農地等に復元されていなかったときは、速やかに違反転用事案として取り扱うものとする。

第5 報告

- 1 運営委員会は第4の1の後段及び2により、違反転用事案として取り扱うものと決定したときは、農地転用等事前調査会で審査に付した後、農地部会に議案として提出するものとする。
- 2 違反転用事案は農地部会の審議可決を経て県知事へ報告するものとする。

農地復元利用計画書

農業委員会会長 殿

平成 年 月 日
住 所

氏 名・事業者等

印

農業委員会から農地法第83条の2第1項第 号に該当する旨を指摘され現在、
(利用状況) (該当農地・地目・面積)

に使用している、 大字

の農地は、 年 月 日までに、下記のとおり耕作を目的に
農地に復元するので当該申請書を提出します。

記

1 耕作の目的に供するため農地に復元利用する計画

当該農地については、

2 農地復元利用計画図

別紙のとおり

(目的)

第1条 この要綱は、農業振興地域等における適正な土地利用がなされていない違反案件（以下「違反案件」という。）に対する是正指導を徹底し、適正な土地利用と良好な都市環境、農業生産及び生活環境の保全を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(推進体制)

第2条 違反案件の把握並びに是正指導を適正に推進するため、「市適正土地利用対策会議」（以下、「対策会議」という。）を設置するものとする。

2 対策会議について必要な事項は、別に定める。

(未然防止)

第3条 違反の未然防止に努めるため、対策指導班（以下「指導班」という。）は、関係機関並びに関係者への協力依頼とともに定期的な対策を講じるものとする。

(違反案件の把握)

第4条 違反案件の把握については、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 農業委員及び土地改良区役員による地元での監視
- (2) 指導班による管内パトロール
- (3) 嘱託職員によるパトロールの実施
- (4) 市関係部局並びに市民からの通報
- (5) その他

(現地調査)

第5条 違反案件に関する通報等があった場合は、速やかに現地調査を行い、違反状況を把握した上で、指導班に報告を行うものとする。

(事情聴取)

第6条 指導班は、違反案件の報告を受けたときは、速やかに違反行為者及び土地所有者（以下「違反行為者等」という。）と面会し、事情聴取を実施するものとする。

(処分方針の決定)

第7条 指導班は、現地調査及び事情聴取の結果に基づき、処分方針を決定するものとする。

(是正指導及び是正勧告)

第8条 指導班は、処分方針を決定した後、違反行為者等に対し是正指導及び是正勧告を行うものとする。

2 指導班は、前項の措置を講じる際には、処分方針について違反行為者等に対して周知を行うものとする。

(是正状況の確認)

第9条 指導班は、是正指導により違反行為者が土地利用の適正化を行うことを確認できた案件については、是正措置が完了するまで状況確認を行う。

2 前項の場合において、是正までに相当の期間を必要とするときは、違反行為者等に対し「是正計画書」の提出を求めるものとする。

(処分方針に基づく市独自の制裁措置)

第10条 違反行為者等が是正指導に応じない場合又は是正計画が守られていないときは、市独自の制裁措置（以下、「制裁措置」という。）を決定するものとする。

2 前項の制裁措置を決定するときは、あらかじめ対策会議に諮らなければならない。

但し、会長が特に必要と認める場合は、会長専決により制裁措置を決定することができる。

(行政処分等)

第11条 是正指導に従わない場合は、関係法令に基づく行政処分等の措置を行うものとする。

2 前項の行政処分等の措置を行うときは、あらかじめ対策会議に諮らなければならない。

(刑事告発等)

第12条 前条の行政処分等を行ったにもかかわらず、是正に応じない違反案件については、違反行為者又は土地所有者にその旨を通知した後、刑事告発又は行政代執行を行うものとする。

2 前項の刑事告発等の措置を行うときは、あらかじめ対策会議に諮らなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

〇〇市農業委員会傍聴規程

(昭和 年 月 日農業委員会規程第 号)

第1条 この規程は、農業委員会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付係に申し出て、傍聴人名簿に自己の住所、氏名を記載し、指定の傍聴席につかなければならない。

第3条 傍聴人が多数あるときは、その人員を制限することができる。

第4条 次の各号に該当する者は傍聴することはできない。

- (1) 兇器を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 精神異常者と認められる者
- (4) 取締上必要があると認められる者

第5条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 異様な服装をしないこと
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと
- (3) 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと
- (4) 静粛を旨とし議事の妨害になるような行為をしないこと
- (5) いかなる理由があっても議席に入らないこと

第6条 傍聴人が、この規程に違反したときは、退場させることができる。

附 則

この規程は、議決の日から施行する。

〇〇農委第〇〇号

平成 年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

〇〇市農業委員会
会長 〇〇 〇〇

農業委員の任期満了に伴う選任について（依頼）

先にご選任いただきました農業委員につきましては、7月19日が任期満了（任期3年）となります。

つきましては、農業委員会等に関する法律第12条の規程により「選任による委員」を、下記により選任されたく、ご依頼申し上げます。

記

1. 選任による委員

法律第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- (1) 省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区が、それぞれ推薦した理事又は組合員各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人以内

2. 現在の選任委員

法律第12条第1号委員

- (1) ○○市農業協同組合代表理事組合長 ○ ○ ○ ○ 氏
- (2) ○○市農業共済組合理事 ○ ○ ○ ○ 氏
- (3) ○○土地改良区理事長 ○ ○ ○ ○ 氏

法律第12条第2号委員

- (1) ○○市 町 番地 ○ ○ ○ ○ 氏
- (2) ○○市 町 番 号 ○ ○ ○ ○ 氏
- (3) ○○市 町 番地 ○ ○ ○ ○ 氏

〇〇第〇〇号
平成 20 年 月 日

〇〇農業協同組合
経営管理委員会 会長 〇〇 〇〇 様

〇〇市長 〇〇

〇〇市農業委員会選任委員の推薦について（依頼）

このことにつきまして、農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、委員を推薦くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 推薦いただきたい委員の数
理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員 1 名

(推薦委員の住所、氏名、生年月日及び電話番号を記載願います。)
- 2 選任委員の任期
平成 20 年 7 月 20 日から平成 23 年 7 月 19 日まで（3 年間）
- 3 推薦書の提出先
6 月 25（水）までに、〇〇市農業委員会事務局へお願いいたします。

〇〇第〇〇号
平成 20 年 月 日

〇〇農業共済組合
組合長理事 〇〇 〇〇 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇市農業委員会選任委員の推薦について（依頼）

このことにつきまして、現選任委員〇〇 〇〇氏の任期が、平成 20 年 7 月 19 日をもって満了しますので、農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、新たに委員を推薦くださるようお願い申し上げます。

記

- 1 推薦いただきたい委員の数
理事又は組合員 1 名
(推薦される委員の住所、氏名、生年月日及び電話番号を記載願います。)
- 2 選任委員の任期
平成 20 年 7 月 20 日から平成 23 年 7 月 19 日まで (3 年間)
- 3 推薦書の提出先
6 月 25 (水) までに、〇〇市農業委員会事務局へお願いいたします。

〇〇第〇〇号
平成 20 年 月 日

〇〇土地改良協会 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇市農業委員会選任委員の推薦について（依頼）

このことにつきまして、現選任委員〇〇 〇〇氏の任期が、平成 20 年 7 月 19 日をもって満了しますので、農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、新たに委員を推薦くださるようお願い申し上げます。

なお、十日町市には土地改良区が複数ありますので協議の上、1名の推薦をお願いいたします。

記

- 1 推薦いただきたい委員
理事又は組合員 1名
(推薦される委員の住所、氏名、生年月日及び電話番号を記載願います。)
- 2 選任委員の任期
平成 20 年 7 月 20 日から平成 23 年 7 月 19 日まで (3年間)
- 3 推薦書の提出先
6 月 25 (水) までに、〇〇市農業委員会事務局へお願いいたします。

○ ○ ○ ○ (氏名)

〇〇市農業委員会委員に選任します。

任 期 平成20年7月20日から
平成22年7月19日まで

平成20年7月7日

〇〇市長 ○○ ○○

辞令

○○○○

○○市農業委員会委員に選任
する

平成二十年七月二十日

○○市長 ○○○○

別添

**「農業委員会業務・運営等の相談・連絡カード」
による相談（抜粋）**

001

【質問】

議会推薦委員として市町村議員が推薦され、就任に際して農業委員手当を返上したい旨の申し出があった場合において、

委員手当を返上した場合、公職選挙法の寄附に該当するか。

あらかじめ手当の受給を「辞退する」との申立書を受理し、委員手当を支払わないということは可能か。

【回答】

公職選挙法の寄附は、第179条第2項により「金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。」とされています。また、公職選挙法第199条の2において「公職の候補者等は当該選挙区内にある者に対し...寄附をしてはならない」と規定されています。

すでに、支給された給与の一部を返還したり、あるいは、予めその給与請求権の一部を放棄したりすることは、公職選挙法第199条の2で禁止されている寄附に該当すると解されているようです。

002

【質問】

JAが農地保有合理化事業で農地を取得（貸借含む）する場合、JA選出の農業委員（JA理事）の議事参与について農事組合法人が農地を取得（貸借含む）する場合、その法人の構成員（組員）の農業委員の議事参与について

【回答】

JAの理事は、当該団体の職務執行権限を有していると考えられます。

よって、当該団体の農地取得に際して、当該団体選出の理事がその審議に加わることは、農業委員会等に関する法律（以下、法）第24条第1項で規程される「自己」に関する事項に該当し、議事参与の制限にあたるものと考えられます。

農事組合法人の構成員（組員）については、構成員であることをもって直ちに当該事案についての議事参与の制限を受けることにはなりません。当該法人の代表格を有する役員（理事等）である場合や、当該事案により直接的に金銭その他の利益を得る場合等には、法第24条で規定される議事参与の制限を受けるものと考えられます。

003

【質問】

農業委員会の総会の案件で、農地法・農業経営基盤強化促進法で、農地の貸付を行い、10アール未満の経営面積になる者が多数出てきました。

この選挙権・被選挙権の喪失について、農業委員会の総会等で審議し、決定した上で選挙管理委員会に通知する必要があるのでしょうか。

また、農業委員会から選挙管理委員会への連絡は、事務的にどう行ったら良いのでしょうか。

【回答】

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨を表示しなければならないとされています（農業委員会等に関する法律第10条第7項）。

今回のように、選挙人名簿に登録されている者が要件を満たさなくなったことを農業委員会が知った場合において、総会等で審議して選挙管理委員会に通知することや、具体的な通知の手段等について法律上の定めはありませんが、文書等で市町村の選挙管理委員会にその旨通知することが望ましいと思われます。

004

【質問】

養鰻場で、上にビニールハウスを張り、下（地面）はコンクリートをうたずに、ビニールシートを張るといふ。この場合、農地転用にあたるでしょうか。

【回答】

転用にあたります。理由は「一時的なものとはみなせない」からです。周年的に養鰻場として利用することを想定していません。「ビニールで土地と一体をなすとみられる」（ ）というの、施設園芸で下に敷く場合のことを言っています。

（ ）「農地の法律がよくわかる百問百答」（p69-70）では「ゴム、ビニール等比較的簡単な構造で土地と一体をなすとみられるような場合には転用に当たらない」としています。

005

【質問】

農業委員会等に関する法律第29条に規定する農業委員会の立入調査について、農地法第5条の転用申請にもとづく砂利採取事業について、添付書類である砂利等採取計画書の内容について、立入調査を行う義務または権限が農業委員会にあるか。

【回答】

「違反転用への迅速な対応について」(17農振940、農林水産省農村振興局長通知)において、「農業委員会が所掌事務遂行の一環として違反転用の実情等を調査するため、農地等に立入調査を行う必要があるときは、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき立入調査が可能であると解されること」されていることから、本件については農業委員会に立入調査を行う権限があります。なお、同通知では、「農業委員会が立入調査を行うに当たっては都道府県と連絡調整を図るとともに、関係法令の担当部局や地元警察等との関係機関との連携を図ること。」とされています。

同通知の前文では、「義務」という言い方はされておりませんが、農業委員会に違反転用への迅速な対応が求められています。

006

【質問】

農地の交換について、基盤強化促進法の利用権設定等促進事業により実施することは可能か否か？(交換する双方が、基本構想にある受け手要件(所有権移転)を満たしており、経営効率の向上を図るため交換するもの)

【回答】

農地の交換(所有権)について、基盤法の利用権設定等促進事業により実施することについては支障がない。基本構想において受け手が備えるべき要件をすべて満たしていなくても、1)すべて耕作、2)常時従事、3)効率利用を満たしていれば、小面積の利用権設定等が可能である。